

番号	1
項目	<p>大阪市は、万博後の夢洲の生きもの環境への配慮のため、大阪・関西万博における環境影響評価に基づいて 博覧会協会が行っている「事後調査」について、「鳥類への配慮」に関して次の評価を実施してください。</p> <p><要望する評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥類の飛来状況の全データ（現況調査および事後調査の既終了分と今後の調査分の全て）を、調査点毎、調査時期毎に開示した上で、詳細な評価を行ってください。
(回答)	
<p>2025 年日本国際博覧会の環境影響評価（以下「万博」という。）の事後調査は、大阪市環境影響評価条例に基づき、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が令和 4 年 6 月 17 日に本市へ提出した事後調査計画書に基づいて実施することになります。</p> <p>事後調査計画書によれば、鳥類の飛来状況については、万博の「工事着手前」、「建設・解体工事」、「施設の利用」の各段階において、万博会場及びその周辺にて定点調査及び任意調査を実施し、「環境保全の観点から、適切な配慮がなされていること。」について評価することになります。</p> <p>また、事後調査を行った場合は、博覧会協会が事後調査結果を精査したうえで、条例等に定められた事項を記載した事後調査報告書を作成し、本市に提出していただくこととなります。</p>	
担当	環境局 環境管理部 環境管理課 環境影響評価グループ 電話：06-6615-7938

番号	2
項目	<p>夢洲の自然環境の保全・創出について、次の根拠を踏まえ（※）、十分な配慮を行う行動に結びつけてください。その手段として、私たちを含めた「夢洲の自然環境の保全・創出のための協議の場」を設けてください。</p> <p>※要望書の「2点目：夢洲の自然環境の保全・創出への十分な配慮と協議の場の設置」を参照</p>
(回答)	
<p>夢洲については、大阪府市・経済界で策定しました「夢洲まちづくり構想（平成29年8月策定）」や「夢洲まちづくり基本方針（令和元年12月策定）」において、広大な用地が確保できる夢洲のポテンシャルを最大限に発揮できるまちづくりをめざすこととしています。</p> <p>「夢洲の自然環境の保全・創出のための協議の場」を設けることについては、本市では、団体との協議等に関して、全市的に統一した組織的な取扱いを行うこととし、透明性の確保と公平・公正な取扱いを期するとともに、団体と円滑、効果的に意見交換を行うため「団体との協議等のもち方に関する指針」を定めており、本市施策に関して、何らかの対応を求める要望等については、本指針に基づいた対応をさせていただきます。</p>	
担当	<p>大阪都市計画局 拠点開発室 広域拠点開発課 ベイエリアグループ 電話：06-6210-9328</p> <p>大阪港湾局 営業推進室 開発調整課 電話：06-6615-7798</p> <p>環境局 環境管理部 環境管理課 環境影響評価グループ 電話：06-6615-7938</p>

番号	3
項目	夢洲をはじめとして、大阪湾岸に生物多様性豊かな干潟・湿地を再生することを、次の根拠（※）を踏まえて取り組んでください。 ※要望書の「3点目：大阪湾岸における干潟・湿地の再生への取組み」を参照

(回答)

本市は、大阪湾の再生に取り組む関係省庁及び関係地方公共団体等で構成された「大阪湾再生推進会議（事務局：国土交通省近畿地方整備局）」に参画しています。

同会議では、大阪湾の再生を図るため、令和6年6月に「大阪湾再生行動計画（第三期）」を策定しており、大阪港湾局においては、底質の浚渫、海面清掃及び水質調査の実施による水質の改善等に取り組んでいます。

担当	大阪港湾局 計画整備部 工務課（環境保全） 電話：06-6615-7795
----	---------------------------------------